

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
保谷志木線	新座市栗原一丁目三二六番二地先から 同市栗原一丁目三二六番六地先まで	令和二年三月十七日	
			平成二十四年七月 十七日付け埼玉県朝霞県土整備事務所 長告示第十三号で告示した道路予定区域 の一部供用開始である。
	トル 延長一八・七九メー		